

〔塵添壇囊抄三〕馬尺事

ウルハシクハ曲尺ヲバ、マガリガ子ト云ベキヲ、略語ニカ子ト云也、

〔倭訓栢_{中編}二十四〕まがり。曲尺をもいへり、かねを略したるなり、

〔新猿樂記〕八御許夫飛驒國人也、位大夫大工、名檜前杉光○中指者墨笠臂者曲尺、

〔稽德篇〕一總じて政道に法と云物あり、法とは大工の曲尺の如し、譬へば此疊を長六尺横三尺と定めたるが如し、然れば京さしを筑紫の果、奥州にて敷ても間に合ぞ、是を曲尺の手を定めたる法と云ぞ、

〔數學類聚上〕曲尺 圖略ス 吳服尺一尺ハ、曲尺一尺にては、八寸三分三厘三毫三絲不盡ニ當る也、古ヘの

今番匠が家を造るに用るは此尺也、形ちは一別にこしらへて持つ也、横に曲げたる所有り、此曲所は四角の矩に合せて持らへたるもの也、

〔増字番匠往來〕曲尺

〔倭訓栢_{前編十}〕さしがね 矩なり、もと四方の板に刻をつけたる物にて、略して今の曲尺となるよしまがりがねと訓す、

〔算法地方大成五〕測器用法

一甲所より目的迄の遠さを量るには、○中目的の點より甲所の點まで、○中曲尺にて長を量り、○中

但縮圖を書き、長さを量るには曲尺を用ふ、此餘准じて知るべし、

〔御當家令條二十九〕定

一絹紬之事、壹端ニ付、長大工金にて三丈二尺、幅壹尺四寸、

一布木綿之事、壹端ニ付、長大工がねにて、三丈四尺、幅壹尺三寸、

右織物之寸尺、如此御定之上ハ、長幅不足之絹布賣候に於ては、來年四月朔日より、見合候もの可